

習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）概要版

1 習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画とは

新型インフルエンザ特別措置法に基づく政府行動計画、千葉県行動計画を踏まえ、特措法第8条の規定に基づき作成する、習志野市区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画。

2 行動計画作成の流れ

行動計画の作成に当たっては、全庁が一体となり取組みを推進するため、「習志野市危機管理に関する庁内検討委員会」において、市行動計画の検討を重ねた。

また、習志野市新型インフルエンザ等対策審議会において、審議を行った。

本市の実効性ある新型インフルエンザ等対策を整備し、新型インフルエンザ等発生時の対策において役割を担う市民団体等の意見を反映させるため、審議会の委員は、専門家や関係行政機関の職員等の他に市民団体等の代表者に委員を委嘱した。

3 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

- （１）事前の準備：実施体制の構築、業務継続計画等の作成、市民等に対する啓発 等
- （２）市内侵入スピードの抑制：国や県が行う対策への協力 等
- （３）感染拡大スピードの抑制：患者の治療、外出自粛要請、施設の使用制限 等
- （４）情報収集による適切な対策：常に新しい情報に基づき適切な対策の実施 等
- （５）社会全体で取り組む感染対策：医療と医療以外の感染対策を組み合わせる 等

4 新型インフルエンザ等発生時の被害と影響について

（１）被害想定

・り患率：25％・致死率：中等度0.53％ 重度2.0％（国・県と同様）

入院患者数		死亡者数		1日当り最大入院患者数	
中等度	重 度	中等度	重 度	中等度	重 度
約 690 人	約 2600 人	約 220 人	約 830 人	約 130 人	約 520 人

（平成 22 年国勢調査時点：習志野市人口 164,530 人をもとに想定）

（２）社会への影響

- ・市民の25％が流行期間にピークを作りながら順次り患する。
- ・ピーク期（約 2 週間）には、最大40％程度が欠勤する。

5 対策推進のための役割分担

- (1) 国：基本的対処方針の決定、新型インフルエンザ等緊急事態宣言の発出
- (2) 県：外出の自粛・施設の使用制限等の要請、市町村への支援・調整
- (3) 市：ワクチン接種、情報提供、要配慮者への生活支援
- (4) 医療機関：地域医療体制の確保、発生状況に応じた診療体制の強化
- (5) 指定公共機関：電気・ガスの供給、輸送、通信等の業務遂行
- (6) 登録事業者：業務継続計画を実行、従業員への感染対策
- (7) 一般事業所：職場における感染対策、事業の縮小、要配慮者への支援
- (8) 市民：基本的な感染対策の実践、備蓄、正しい情報の収集及び協力

6 行動計画の主要6項目

国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにするという目的を達成するために、具体的な対策について、6項目に分けて立案している。

(1) 実施体制

- ・「習志野市の危機管理指針」における4つの危機のひとつとして位置づけ、全庁一体となった取組みを推進する。
- ・関係団体、市民団体、事業者、関係機関等との連携体制の整備。
- ・発生の疑いがある際は、速やかに「連絡室」を設置する。
- ・国が緊急事態宣言を発出した場合は、速やかに「市対策本部」を設置する。

(2) 情報収集・提供

- ・国・県等から系統的に情報を収集・分析し、市民等に迅速かつ定期的に提供する。

(3) 予防・まん延防止

- ・流行のピークをできるだけ遅らせ、各種対策に必要な体制を確保する。

(4) 予防接種

- ・特定接種と住民接種があり、市は政府対策本部の決定に基づき住民接種を行う。

(5) 医療

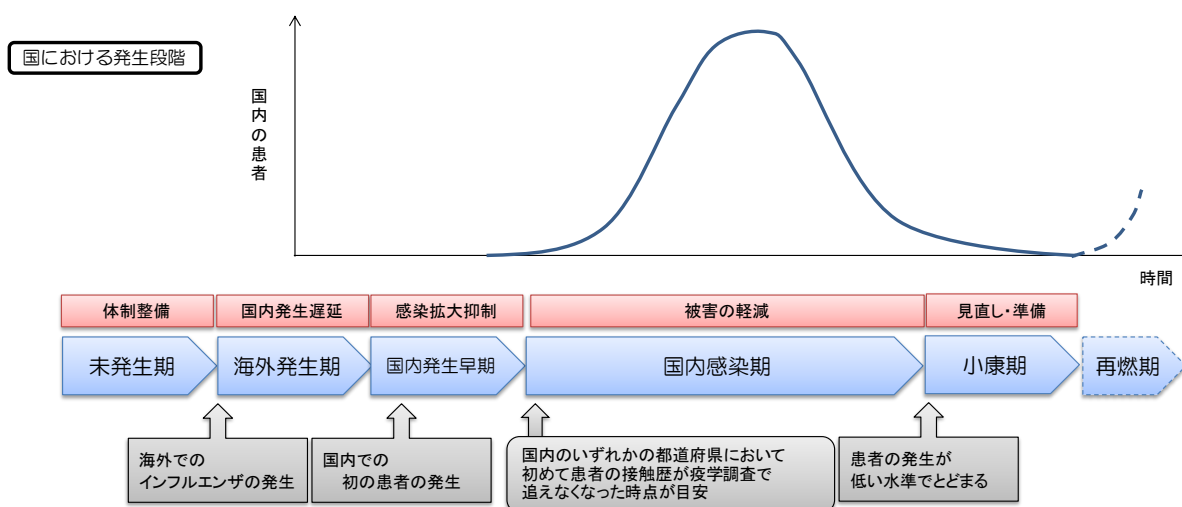
- ・県や習志野健康福祉センター、市医師会と連携・協力し、医療機関や医療従事者の支援を行う。
- ・県の要請に基づき、発生時における医療体制の維持・確保に努める。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- ・概ね 8 週間の流行により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあるため、事前に十分準備を行う。

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、5つの発生段階に分類している。



発生段階	状 態	主 な 対 策
未発生期	発生していない状態	体制の整備、情報収集、知識の普及 予防接種に向けた準備
海外発生期	海外で発生した状態	基本的な感染対策の普及 感染対策準備の要請 相談窓口の設置
国内発生早期	国内で発生した全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	対策本部の設置、 必要な対策の周知 相談窓口の充実・強化
国内感染期	国内の都道府県で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	医療体制の維持 相談窓口の継続 在宅療養者への支援
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	緊急事態措置の解除 対策の評価・見直し 相談窓口体制を縮小

国が緊急事態宣言を行った場合

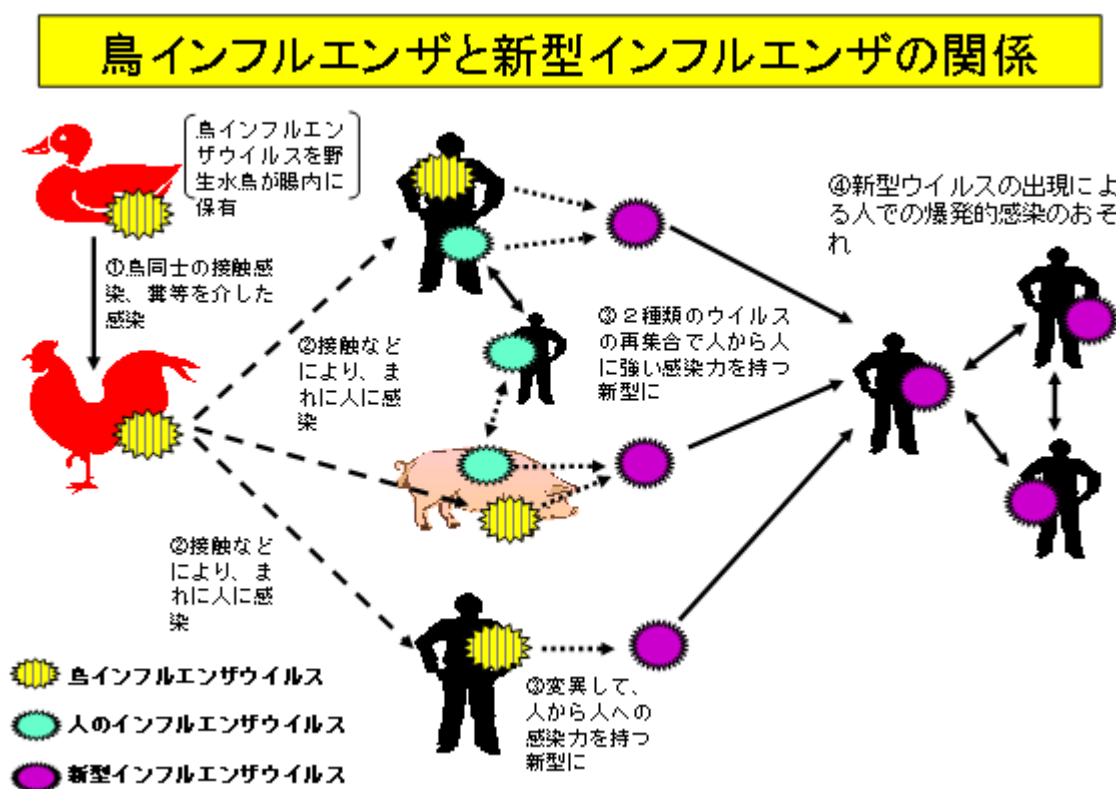
- ・予防接種を進める
- ・外出自粛要請、施設の使用制限への協力
- ・予防接種の実施
- ・生活関連物資の価格が高騰しないよう要請
- ・要配慮者への支援
- ・埋葬、火葬の特例
- ・流行の第二派に備えて予防接種を進める

<参考資料>

鳥インフルエンザから新型インフルエンザへ

ウイルスはごく短期間でも変異している。ウイルスは変異することで、鳥に感染するタイプのものが、他の動物にも感染するようになることがある。鳥から人への感染が繰り返されると、ウイルスが人の体内で増えることができるように変異してしまい、さらに人から人へ容易に感染できるように変異する可能性もある。人と鳥のインフルエンザウイルスが豚のなかで、いわば合体することもある。

新型インフルエンザウイルスはこうした経緯によって発生するだろうと予想されている。



出典：厚生労働省ホームページより一部抜粋・改変